十二　病院に要する経費があること。

医療法第一条の五第一項に規定する病院のうち市町村等が経営するものについて、前条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同条第一項第一号の表第九号一の表第四号及び同条第一項第一号の表第九号六については、市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして都道府県から市町村に対して助成を行つていないものであつて、法令上の指定等を受けているものについて算定するものとする。

十三　地方公営企業等職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十四　防災集団移転促進事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）に基づき国の補助金を受けて施行する防災集団移転促進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から地方債及び都道府県貸付金を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額

二　当該事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額

三　当該事業に要する経費の財源に充てるため、都道府県から借り入れた都道府県貸付金の当該年度における当該市町村の元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額

十五　学校医等の公務災害補償に要する経費があること。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第二条の規定に基づき当該市町村が行う公務災害補償に要する経費に〇・八を乗じて得た額とする。

十六　防衛施設周辺の整備事業に要する経費があること。

防衛施設周辺整備法の規定により前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において国の補助金の交付決定がなされた次の各号に掲げる事業（医療法第一条の五第一項に規定する病院の防音工事並びに水道法第三条第一項に規定する水道及び市町村の主たる事務所の整備事業を除く。）に要する経費のうち、当該市町村が負担すべき額から地方債を財源として充てた額を控除した額（定額補助に係る国庫補助事業については、当該補助金の額の二分の一又は当該市町村が負担すべき額から地方債を財源として充てた額を控除した額のうちいずれか少ない額）に〇・五を乗じて得た額とする。

一　防衛施設周辺整備法第三条に規定する障害防止工事

二　防衛施設周辺整備法第八条に規定する民生安定施設の整備事業

十二　病院に要する経費があること。

医療法第一条の五第一項に規定する病院のうち市町村等が経営するものについて、前条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同条第一項第一号の表第九号一の表第五号及び同条第一項第一号の表第九号六については、市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして都道府県から市町村に対して助成を行つていないものであつて、法令上の指定等を受けているものについて算定するものとする。

十三　地方公営企業等職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十四　防災集団移転促進事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）に基づき国の補助金を受けて施行する防災集団移転促進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から地方債及び都道府県貸付金を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額

二　当該事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額

三　当該事業に要する経費の財源に充てるため、都道府県から借り入れた都道府県貸付金の当該年度における当該市町村の元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額

十五　学校医等の公務災害補償に要する経費があること。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第二条の規定に基づき当該市町村が行う公務災害補償に要する経費に〇・八を乗じて得た額とする。

十六　防衛施設周辺の整備事業に要する経費があること。

防衛施設周辺整備法の規定により前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において国の補助金の交付決定がなされた次の各号に掲げる事業（医療法第一条の五第一項に規定する病院の防音工事並びに水道法第三条第一項に規定する水道及び市町村の主たる事務所の整備事業を除く。）に要する経費のうち、当該市町村が負担すべき額から地方債を財源として充てた額を控除した額（定額補助に係る国庫補助事業については、当該補助金の額の二分の一又は当該市町村が負担すべき額から地方債を財源として充てた額を控除した額のうちいずれか少ない額）に〇・五を乗じて得た額とする。

一　防衛施設周辺整備法第三条に規定する障害防止工事

二　防衛施設周辺整備法第八条に規定する民生安定施設の整備事業